

■法務リスク情報■

2012.09.20

会社法制の見直しに関する要綱案について

はじめに

平成 24 年 8 月 1 日、法制審議会会社法制部会で「会社法制の見直しに関する要綱案」（以下、「要綱案」という）が取りまとめられました。これは、昨年 12 月に公表された「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下、「中間試案」という）とそれに対するパブリックコメントの結果をもとに議論を進め、その結論をまとめたものです。今後、これに基づいて法案が作成され、国会へ提出される予定です。

本レポートでは、要綱案に盛り込まれた内容を、中間試案との違いにも着目しながら説明します。なお、多重代表訴訟制度が導入されれば、訴訟リスクにさらされる役員の範囲が広がるため、役員賠償責任保険（D&O 保険）の見直しが必要になります。

1. 企業統治の在り方

(1) 社外取締役の選任義務付けは見送り

今回の会社法見直しは、「企業統治の在り方」と「親子会社に関する規律」の 2 分野に大別されますが、前者についての大きなテーマとなっていたのが社外取締役の選任の義務化です。社内関係者である取締役では、経営トップに対する監督等の機能を十分に果たすことが難しいと考えられるためです。しかし、義務付けには強い反対意見もありました。監査役会設置会社では、監査役の半数以上が社外監査役でなければならないため、社外からの目線による監督という点では既に十分であり、一律に義務化する必要はないという理由です。そこで、中間試案では、義務付ける案と現行法のまま義務付けない案が併記されました。

その後の議論も平行線をたどったことから、要綱案では義務付けが見送られることになりました。ただし、その代替措置として、有価証券報告書提出会社については、社外取締役が存しない場合、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告に記載すべきものとされました。また、要綱案が取りまとめられた際、「金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある」との付帯決議がなされました。これを受けて、東京証券取引所は、「要綱案の確定を待って速やかに上場規則の見直しを行う」予定であることを発表しました。

(2) 社外取締役の普及を図るために「監査・監督委員会設置会社制度（仮称）」を創設へ

要綱案には、監査・監督委員会設置会社制度（仮称）の新設が盛り込まれました。その内容は中間試案から大きな変更はありません。

監査・監督委員会は業務を行わない取締役 3 人以上で組織され、その過半数は社外取締役としなければなりません。業務が重複するので、監査役、監査役会は置かれません。会社組織の簡素化を認める代わりに社外取締役の導入を促進しようという意図があります。

この制度を導入した場合、監査・監督委員会の委員（取締役）は、取締役会における議決権行使を

通じて経営に関与することになり、業務執行機能と業務監督機能を分離するというこれまでの規制の流れにはややそぐわない面があります。しかしながら、監査・監督委員会の委員は自ら業務執行を行わないので両機能の分離は一応確保できること、また、取締役として経営者の選定・解職等の決定に関与するので監督機能の強化が期待できることから、特に強い反対意見はでませんでした。

(3) 社外性の欠格要因に「兄弟会社の関係者」を追加、「重要な取引先の関係者」は見送り

要綱案では、社外取締役・社外監査役に就けない者に、「①親会社等の関係者」、「②兄弟会社の関係者」、「③株式会社の関係者の近親者」、の3つの類型が付け加えられました（注1）。中間試案の段階では①と③のみでしたが、要綱案では②が追加されました。

親会社は、株主総会決議における議決権行使を通じて経営者の選解任を実質的に決定できるため、経営者に対して影響力を及ぼし得る立場にあります。したがって、親会社の意向に迎合した経営者が、会社の利益を犠牲にして親会社の利益を図る恐れがあります。社外取締役や社外監査役にはそれを抑止する機能が求められるため、「①親会社等の関係者」を除外することにしたのです。

「②兄弟会社の関係者」にも同様の問題があります。ただし、兄弟会社と一口に言っても、その関係は様々であるため、一律に取り扱うのは必ずしも妥当でないとの意見もありました。そのため、中間試案では「なお検討を要する」とされましたが、要綱案ではこれも加えられることになったのです。

ただし、中間試案で②とともに「なお検討を要する」とされた「重要な取引先の関係者」は、要綱案では外されました。「重要な取引先の関係者」とは、たとえば会社とコンサルティング契約を結んでいるような者です。経営者は当該取引先に対して影響力を行使できる立場にあるので、その関係者である社外取締役が経営者の意向に反対することは期待しにくく、社外取締役・社外監査役にはふさわしくないと考えられます。しかし、「重要な取引先の関係者」には、その要件を明確にすることが難しいという問題点があります。要件が明確でないと、社外取締役が、実は社外取締役になる資格を欠いていたと、後になって判明するような事態が生じかねません。そうすると、当該社外取締役が加わっていた取締役会でなされた決議が無効とされる可能性があり、法的な安定性が大きく損なわれます。このような懸念から、要綱案では「重要な取引先の関係者」の追加は見送られました。

（注1）①～③の類型は、社外取締役の場合、具体的には下記のように定義されています（監査役の場合は省略）。

- ①株式会社の親会社又はその取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人
- ②株式会社の親会社の子会社等の業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人
- ③株式会社の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な親会社等（自然人であるものに限る）の配偶者又は2親等以内の親族

(4) 「会計監査人の選解任・不再任に関する議題・議案」の決定権を監査役会等に付与へ

現行法では、「①会計監査人の選解任・不再任に関する議題・議案」の決定権、「②会計監査人の報酬等」の決定権は、取締役又は取締役会にあります。これに対し、監査役または監査役会（以下、監査役等という）は、①については同意権・提案権、②については同意権を有します。

会計監査人による監査を受ける立場にある取締役または取締役会が決定権を持つという現行法の規律については、会計監査人の独立性の観点から問題があるとの観点から議論が進められました。

中間試案では下記の3案が併記されましたが、要綱案では【B案】が採用されました。

【A案】監査役等に①②の両方について決定権を与える

【B案】監査役等に①について決定権、②について同意権を与える

【C案】監査役等に①②の両方について同意権を与える（現行法のまま）

報酬等については同意権のままとされたのは、報酬等の決定は財務に関わる経営判断と密接に関連する等の理由から、監査役等に決定権を与えることに強い反対理由があったためです。

(5) 支配株主の異動を伴う募集株式発行には大株主の反対があれば総会決議が必要に

現行法では、会社が第三者割当による募集株式の発行等を行う場合、払込金額が引受人に特に有利な金額でない限り、株主総会の決議は不要です。したがって、支配株主の意向に反し、現経営陣が第三者割当増資を行うことで、別の会社を支配株主に据えることが可能です。

しかし、支配株主の異動は、経営者ではなく株主が決定すべき事項であると考えられます。また、株式が希薄化する可能性が高いにもかかわらず、既存株主が意見を表明する機会がないことについて、投資家からも大きな批判が寄せられていました。こうした観点から、支配株主の異動を伴う第三者割当による募集株式の発行については、株主総会の決議を要するものとすべきとの提案がなされました。他方で、それを要求すると、資金調達の緊急性が高い場合に柔軟な対応ができなくなるとの反対意見もありました。そこで、中間試案では以下の3案が併記されました。

【A案】原則として株主総会の普通決議を必要とするが、省略できる例外を設ける

【B案】議決権が1/4を超える株主が反対通知をした場合にのみ株主総会の普通決議を必要とする

【C案】現行法の規律を見直さない

要綱案では、当該株式発行によって引受人が議決権の1/2超を保有するようになる場合、会社に株主に対する通知義務を課すとともに、株主総会の要否に関しては【B案】を採用しました。ただし、議決権の「1/4超」を「1/10以上」に引き下げる一方で、緊急の資金調達に支障が生じることのないよう、「当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の存立を維持するための緊急の必要があるときは、この限りでない」（株主総会の普通決議は不要）という文言が追加されました。

2. 親子会社に関する規律 一少数株主権として多重代表訴訟を創設へー

現行法上、株主は取締役等の責任・義務の追及を目的として、株主代表訴訟を提起することができます。本来、取締役の会社に対する責任は、会社自らが追及するのが原則ですが、取締役間の情実に左右されて不問に付されるケースが多いため、この制度が導入されたのです。

では、子会社取締役がその子会社に対して責任を負っているにもかかわらず、子会社や親会社が当該子会社取締役に対する責任を追及しない場合、親会社株主は子会社取締役を相手に株主代表訴訟を提起できるのでしょうか。現行法ではできません。

したがって、そのような状況が生じた場合、親会社株主は、親会社取締役が当該子会社取締役に対する責任の追及をしないことが善管注意義務に違反するとして、親会社取締役の責任を追及するぐらいいしか対応方法がありません。しかし、親会社取締役に厳格な子会社監督義務を課すと、子会社における経営者の裁量権が有名無実化するため、裁判所は、親会社取締役の子会社に対する監督責任を認めることに慎重でした。

そこで、会社法制部会では、親会社株主に、子会社（注2）の取締役を相手に代表訴訟を認める「多重代表訴訟制度」を導入すべきとの提案がなされました。しかし、産業界はその導入に反対しました。このような多重代表訴訟を認めると、子会社の取締役が委縮し、経営のダイナミズムが失われかねないこと、また、一般的に子会社の取締役は本社の部長クラスであり、実質的に従業員に過ぎない彼らを代表訴訟の被告にするのは酷だというのが理由です。

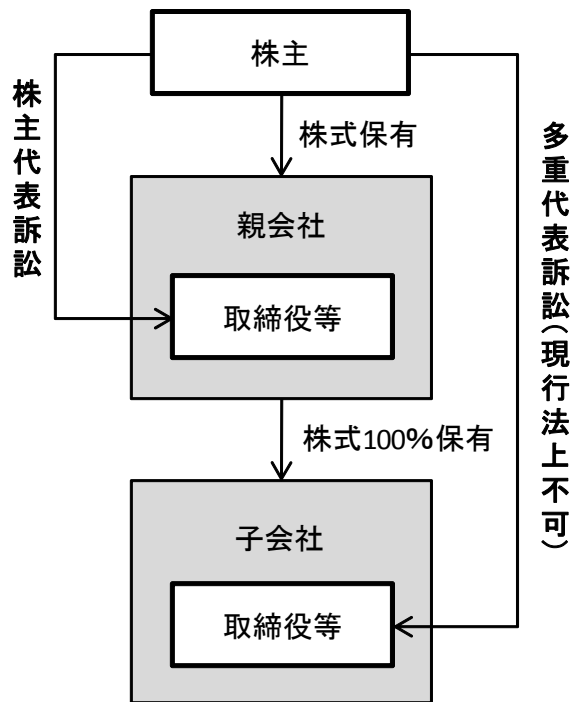
その結果、中間試案では、多重代表訴訟を創設するという【A案】と、導入しないとする【B案】が併記されました。

ただし、【A案】は反対意見に配慮し、対象となる子会社の範囲を、親会社が保有する当該子会社の株式の帳簿価額が親会社の総資産の1/5を超える場合に限定しました。他方で、多重代表訴訟を創設しないという【B案】を採用する場合には、親会社の取締役会または取締役の監督責任を追及しやすくするため、親会社の取締役会の子会社取締役等に対する監督責任を明確化する文言を入れること等を含めてなお検討を要するとされました。

要綱案では【A案】が採用されました。ただし、株主による権利の濫用を抑制するため、多重代表訴訟を提起できるのは、議決権または発行済株式の1/100以上を保有する株主に限定することが新たに追加されました。すなわち、多重代表訴訟は、一株の株主でも行使できる単独株主権ではなく、一定の株式を保有する株主が行使できる少数株主権と位置付けられることになったのです。これにより、実際に子会社の役員等が多重代表訴訟で訴えられるリスクはかなり低くなったと考えられます。

なお、多重代表訴訟制度が導入された場合、持株会社にぶら下がっている大企業を中心に、代表訴訟の対象となりうる者の範囲が大幅に拡大することが予想されます。上場企業の中には、役員賠償責任保険（D&O保険）で対応している企業も少なくないと思われませんが、付保対象者の範囲を広げることも検討しなければなりません。

（注2）多重代表訴訟の対象となるのは100%子会社に限られます。少数株主が存在する子会社の場合、少数株主による当該子会社への株主代表訴訟が可能であるため、多重代表訴訟は必要がないと考えられるためです。



【本レポートに関するお問合せ先】

銀泉リスクソリューションズ株式会社 リスクマネジメント部 益田 郁夫

102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14

Tel : 03-5226-2212 Fax : 03-5226-2884 <http://www.ginsen-risk.com/>

*本レポートは、企業のリスクマネジメントに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。